

## 見附市選挙管理委員会告示第8号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における見附市の期日前投票所を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定によって準用する同法第39条の規定により次の場所に設ける。

なお、同日執行の最高裁判所裁判官国民審査における見附市の期日前投票所は、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第13条の規定により当該選挙における期日前投票所と同じである。

令和8年1月27日

見附市選挙管理委員会

委員長 佐野 真砂子

期日前投票所を設ける場所 ネーブルみつけ研修室1